

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、原子力発電施設等周辺地域の振興を図るため、当該地域に立地する企業(事業を営む法人格を有する団体または個人をいう。以下同じ。)の電気料金に対して予算の範囲内において原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 企業立地 企業が行う、その事業の用に供する工場もしくは事業場(以下「事業所」という。)の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の特定市町(第6号に規定する特定市町をいう。ウ、オ(イ)および(ウ)ならびに第3号エ(イ)および(ウ)において同じ。)の長が推薦したものをいう。

ア 事業所の新增設に伴い契約電力が増加していること

イ 雇用創出効果が3人以上であること

ウ 当該特定市町の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと

エ 公の秩序の維持または善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県または特定市町において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例または規則等(条例または規則等により県または当該特定市町における支出の増加もしくは収入の減少を伴うものまたは県または当該特定市町が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。)が定められている場合にあつては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 県または特定市町の企業立地の促進等を目的とした条例または規則等により県または当該特定市町からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 企業立地日 企業立地する場合であつて、次に掲げる日をいう。

ア 企業が小売電気事業者等(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者または当該小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約(電灯需要に係る契約、臨時電力等契約期間に制限のある契約及び自家発補給電力契約を除く。以下同じ。)の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。)と新たに電気の需給契約を締結する場合にあつては、電気の供給を受けた最初の日(当該企業立地に際し、本格稼働前の試運転が行われた場合にあつては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。)

イ 小売電気事業者等と新たに電気の需給契約を締結しない場合にあつては、次のいずれかの日

- (ア) 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
 - (イ) デマンド契約（最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。）を締結している場合にあっては、直前の計量日
- (3) 特例増設 企業が企業立地日の後に行う、事業所の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、1事業所につき2度の増設に限る。
- ア 事業所の増設に伴い契約電力が増加していること
 - イ 雇用創出効果が3人以上であること
 - ウ 増設に伴い取得した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の価格（以下「投資額」という。）の総額が500万円以上であること
 - エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること
 - (ア) 製造業に属する事業
 - (イ) 県または特定市町において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例または規則等（条例または規則等により県または当該特定市町における支出の増加もしくは収入の減少を伴うものまたは県または当該特定市町が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 - (ウ) 県または特定市町の企業立地の促進等を目的とした条例または規則等により県または当該特定市町からの金銭的な支援を受けているもの
- (4) 特例増設日 特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。
- ア 契約電力変更の申込を行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
 - イ デマンド契約を締結している場合にあっては、直前の計量日
- (5) 雇用創出効果 第10条第1項の交付の申請が行われた日が属する半期（毎年4月1日から6月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った企業が事業所の所在する市町内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所が隣接市町等（次号に規定する隣接する市町をいう。以下同じ。）から県内の他の隣接市町等に移転する場合においては、旧事業所において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。
- ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数。
 - イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数および企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回

目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数。

- (6) 特定市町 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。)第2条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設、再処理施設(特別会計に関する法律施行令(平成19年政令第124号。以下「特会法施行令」という。)第51条第1項第2号に規定する再処理施設をいい、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。)、加工施設(特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する加工施設をいう。)、実用ウラン濃縮施設、貯蔵施設(特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する貯蔵施設をいう。)、廃棄施設(特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する廃棄施設をいう。))または最終処分施設(特会法施行令第51条第1項第20号トに規定する最終処分施設をいう。)(以下「対象施設」という。)の設置がその区域内において行われている市町(当該対象施設の設置が行われている地点が整備法第3条第1項第2号に該当するものに限る。)、当該市町に隣接する市町(整備法第4条第7項の規定による同意を得た同条第1項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第10条第3項による同意を得た同条第1項に規定する利便性向上等事業計画が同条第4項において準用する整備法第4条第1項後段の規定によって作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。以下同じ。))または当該対象施設の設置がその区域内において予定されている市町のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する市町をいう。

ア 当該市町が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する政令で指定する市以外の市町であること。

イ 当該市町が整備法第3条第1項第2号に規定する大都市及びその周辺の地域のうち発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和49年政令第293号。以下「整備法施行令」という。)第4条に定める地域をその区域に含まない市町であること。

ウ 当該市町が整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が8未満の市町であること。

- (7) 前号の場合において、市町村合併(2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置き、または市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。)により、特定市町に従前該当していた市町(以下「旧特定市町」という。)の区域に変更が生じた場合であつて、当該市町村合併の日以前に当該区域内の対象施設の着工が確実となった場合にあつては、当該対象施設に係る補助金については、旧特定市町を特定市町とみなす。ただし、当該市町村合併(地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第2条の施行の日(平成14年3月31日)から平成18年3月31日までに行われたものに限る。)により、対象施設の設置がその区域内において行われている旧特定市町の区域の全部または一部を含む区域をもって設置される市町にあつては、この限りではない。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、特定市町の区域内において行われている事業であって、雇用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、企業が次の各号に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象としない。

- (1) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業および同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

（電力補助金の額の算定）

第4条 1 企業に対する1の半期における電力補助金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - b) \times c \times d$$

a は、別表1の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額（旧特定市町ではない隣接市町等の区域内において企業立地が行われている場合においては第3欄に掲げる金額。以下同じ。）とする（第7条において同じ。）。

b は、原則として、別表2の第1欄に掲げる市町の区分に応じ、第2欄に掲げる金額とする（第7条において同じ。）。

c は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日または特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日または特例増設日以降の期間）の企業の契約電力（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。）の平均契約電力（以下単に「平均契約電力」という。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力（第7条において同じ。契約電力が別表3の第1欄に掲げる雇用創出効果に応じた第2欄に掲げる契約電力を超える場合にあっては、第2欄に掲げる数とする。）とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間
企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力および企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

d は、1の半期における実支払電気料金の支払回数（以下「電気料金支払月数」という。）とする（第7条において同じ。）。

（特例補助金の対象条件）

第5条 特例補助金の交付の対象は、電力補助金の交付の対象であって、企業立地日または特例増設日が平成20年4月1日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

(1) 企業立地日および特例増設日の属する半期（特に認める場合にあっては、この限りではない。）の投資額が1,000万円（増設の場合にあっては、500万円）以上であること。

(2) 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県または特定市町において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例または規則等（条例または規則等により県または当該特定市町における支出の増加もしくは収入の減少を伴うものまたは県または当該特定市町が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ 県または特定市町の企業立地の促進等を目的とした条例または規則等により県または当該特定市町からの金銭的な支援を受けているもの

（特例補助金の額の算定）

第6条 1企業に対する1の半期における特例補助金の額は、次に掲げる算式により算定して得た額とする。

$$e \times f$$

eは、150千円とする。

fは、雇用創出効果とする。

（交付額）

第7条 1企業に対する1の半期における補助金の交付額は、次の各号に掲げる金額のうち最も額の小さいものとする。ただし、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成20年4月1日付け平成20・03・28資庁第10号）第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(1) 電力補助金の算定額に特例補助金の算定額を加えた金額

(2) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$g \times h - (c' \times b \times d)$$

gは、当該半期における実支払電気料金（別表1の注1において算定される額。）

hは、別表4の第1欄に掲げる地域に応じた第2欄の係数

c'は、交付の申請日の属する半期の前の半期（企業立地日または特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日または特例増設日以降の期間）の平均契約電力から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

ア 当該企業立地に係る企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 企業立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増

設日の属する月の前1年間の平均契約電力および企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間(補助金が交付されていない期間を除く。)の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、企業立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力。

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$c \times (a \times i - b) \times d$$

i は、別表5の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる係数とする。

(交付の特例)

- 第8条 2以上の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)が共同して行う企業立地(当該中小企業者の雇用創出効果が各々3人未満である場合に限る。)であって、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、当該1の中小企業者に対する1の半期における補助金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において第4条に規定するcは、1,500kWを限度とする。
- 2 2以上の企業が同一の工業団地内、敷地内または事業所内において行う企業立地(雇用創出効果の合計が3人以上であるものに限る。)の場合であって、当該企業が共同して電気の供給を受けるため、小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対する1の半期における補助金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第4条に規定するcは、共同して電気の供給を受けた契約電力とする。

(補助金の交付期間等)

- 第9条 1企業に対する補助金の交付期間は、企業立地日または特例増設日の属する半期の翌半期以降8年を超えない期間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、企業立地日または特例増設日の属する半期の翌半期または翌々半期に係る補助金のいずれにも交付の申請をしなかった者は、補助金の交付の申請をすることができない。
- 3 知事は、第1項の規定による補助金の交付期間のうち、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の1の半期における交付要件の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該期において補助金の交付を行わない。
- (1) 申請者の当該雇用創出効果が3人未満に減少したとき。なお、2以上の中小企業者による共同申請の場合は、雇用創出効果の合計が3人未満に減少したとき、または1社当たりの雇用創出効果が0人に減少したとき。
 - (2) 新設後の契約電力が0kWに減少したとき。
 - (3) 増設後の契約電力が既設部分の契約電力以下に減少したとき。
 - (4) 増設後の電気料金が既設部分の電気料金以下に減少したとき。

(補助金の交付の申請等)

第10条 申請者は、第3号に規定する補助金交付申請書兼実績報告書を提出しようとするときは、知事が別に定める期日までに、審査依頼書(別記様式第1号)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する審査依頼書の提出があったときは、当該依頼書の内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定により知事から審査の結果の通知を受けた後に、交付申請に必要な要件(以下「交付要件」という。)に適合することを確認した上で、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第2号)に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額、遅取料金ならびに違約金を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第11条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知および規則第13条に規定する交付すべき補助金の額の確定通知は、申請を受け付けた日から30日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第3号)により行う。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に補助金交付申請取下書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 第11条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付要件の遵守状況について知事が指示したときは、補助事業状況報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 知事は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第11条の規定による補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付の決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱またはこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、交付要件に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業者に対して補助金の交付を継続する必要がなくなった場合

(4) 補助事業者が、規則第16条第1項(規則第16条第3項の規定により同条第1項の規定が適用される場合を含む。)に該当した場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理については、補助金以外の経理と明確に区分の上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該帳簿及び証拠書類を補助金の支払を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条 補助事業者は、第10条第3項の規定に基づく交付の申請、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条の規定に基づく状況報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第18条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成15年2月4日から施行する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成16年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

付則

この要綱は、平成17年12月1日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成18年10月6日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成19年6月13日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成19年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の補助金から適用する。

この要綱による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、企業立地日および特例増設日が平成20年度以降の事業について適用し、この要綱による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱第2条に規定する立地日が平成19年度以前のこの要綱による改正前の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱第3条に規定する企業については、なお従前の例による。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

改正前の第2条第6項ただし書の規定による市町（旧特定市町ではない隣接市町に限る。）の区域において平成25年3月31日までに交付対象となる企業立地支援事業が行われている場合における当該ただし書の適用については、なお従前の例による。また、改正前の第2条第6項ただし書の規定による特定市町（旧特定市町ではない隣接市町に限る。）とみなされる市町においては、企業立地日または特例増設日が平成25年3月31日までの事業について第3条の規定を適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱による改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱第2条(1)の規定は、企業立地日が平成27年10月1日以降である事業について適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金のうち、平成28年4月1日以降の電気の受給契約から適用し、平成28年3月31日以前の電気の受給契約については、なお従前の例による。

付則

この要綱は、平成30年1月9日から施行する。改正後の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱の規定は、平成29年度下期分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。改正後の原子力発電施設等周辺企業立地支援補助金交付要綱の規定は、令和元年度上期分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。改正後の原子力発電施設等周辺企業立地支援補助金交付要綱の規定は、令和3年度上期分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。改正後の原子力発電施設等周辺企業立地支援補助金交付要綱の規定は、令和4年度上期分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

付則

- 1 この要綱は、令和5年12月12日から施行する。
- 2 令和5年度下期分の補助金の交付額については、第7条ただし書の規定は、適用しない。

(別表1)

第1欄	第2欄	第3欄
～1,500円未満	600円	300円
1,500円以上1,600円未満	640円	320円
1,600円以上1,700円未満	680円	340円
1,700円以上1,800円未満	720円	360円
1,800円以上1,900円未満	760円	380円
以降100円刻み	以降40円刻み	以降20円刻み

第1欄の金額：1の半期における実支払電気料金÷（契約電力×1の半期における電気料金支払月数）

(注) 1. 1の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（企業立地日または特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該企業立地日または特例増設日以降の期間）の企業の実支払電力料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に

掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。

ア 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間 企業立地日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

イ 企業立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を経過した後の期間 特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額および企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（補助金が交付されていない期間を除く。）の各半期の実支払電気料金の中で最も大きい支払電気料金の額。ただし、企業立地日（2 回目の特例増設が行われている場合においては、1 回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降 1 3 年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前 1 年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

2. 最初の補助金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額および支払回数とする。

(別表 2)

第 1 欄	第 2 欄
電源立地地域対策交付金交付規則（平成 2 8 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号。以下「国規則」という。）第 9 条第 1 項第 1 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 2 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 2 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 4 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する市町村	同号に規定する α の金額を 5 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 4 号に規定する市町村	同号に規定する β の金額を 2 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 5 号に規定する市町村	同号に規定する γ の金額を 2 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 6 号に規定する市町村	同号に規定する δ の金額を 2 で除した金額
国規則第 9 条第 1 項第 7 号に規定する市町村	同号に規定する ε の金額を 2 で除した金額

(注) 1. 第 2 欄は、申請日の属する半期の前半期の属する年度の金額とする。
2. 第 2 欄の金額に端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。

(別表 3)

第 1 欄	第 2 欄
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

(別表4)

第 1 欄	第 2 欄
旧特定市町である近隣市町等	0.75
旧特定市町ではない近隣市町等	0.5

(別表5)

第 1 欄	第 2 欄
旧特定市町である近隣市町等	1.5
旧特定市町ではない近隣市町等	2

別記様式第1号

令和 年度 期 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

審 査 依 頼 書

令和 年 月 日

(1) 補助金応募者

フリガナ																	
企業名																	
本社所在地	〒	-															
代表者名 (役職・氏名)																	
法人番号(13桁)															今回の応募	通算	期日

(※)印の項目は新規の応募及び特例増設の初回の応募時に記入し、その後の継続の応募では変更が生じた際に記入してください。

業種(※)				主な事業内容(※)			
設立日(※)				決算月(※)			
共同申請の有無(※)				共同受電の有無(※)			

(2) 交付対象事業所の概要

事業所名							
事業所所在地	〒	-					
業種				事業内容			
同一道府県内の既存事業所				事業所名			
指定管理者				補助金応募者以外による 電気料金負担の有無			

(3) 今回の応募に係る連絡窓口

会社名						
所在地	〒	-				
主担当者	所属・役職:			氏名:		
	TEL:	FAX:		メール アドレス:		
副担当者	所属・役職:			氏名:		
	TEL:	FAX:		メール アドレス:		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2. 依頼書には、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 応募時の提出書類チェックリストに基づく書類
 - (2) 上記(1)に掲げる書類のほか、補助金の交付決定をするために必要となる書類

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住 所 (本社所在地)
氏 名 (名称および代表者氏名)
発行責任者・氏 名 (職名および氏名)
担当者氏名・連絡先 (氏名および電話番号)

年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付申請書兼実績報告書

滋賀県補助金等交付規則（昭和 4 8 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項及び第 1 2 条の規定に基づき、上記補助金の交付につき、下記のとおり実績を報告の上、申請します。

なお、この申請に当たり、規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、規則第 1 6 条の規定に基づき、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1. 補助金交付対象事業所の内容

(1) 工場・事業所等の名称

(2) 工場・事業所等の所在地

(3) 工場・事業所等の目的

2. 実支払電気料金 円

3. 交付申請額 円
〔電力補助金額 円〕
〔特例補助金額 円〕

4. 補助金算定に係る事項

(1) 雇用創出効果 人

(2) 交付対象契約電力 kW

(3) 投資額 円

5. 企業立地日 年 月 日

(注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2. 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 役員名簿（別紙1）
- (2) 誓約書（別紙2）
- (3) 補助金交付先口座連絡書（別紙3）

役員名簿

年 月 日

住所または所在地

商号または名称

代表者の職・氏名

	氏名 (漢字等)		氏名フリガナ		役職名	生年月日				性別
	姓	名	姓	名		元号	年	月	日	
・登記事項証明書に記載されている現在の役員（個人の場合は代表者）										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

誓 約 書

私は、 年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金の申請に当たり、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日(明治・大正・昭和・平成・令和) 年 月 日 性別(男・女)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

住 所

氏 名

連絡担当者

補助金交付先口座連絡書

金融機関名							
支店名							
預金の種類	普通 ・ 当座						
口座番号							
口座名義	フリガナ						

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 預金通帳をご覧のうえ、正確にご記入ください。

番 号
年 月 日

様

滋賀県知事 印

年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、実績の報告のとおりと認め、規則第13条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので、規則第6条および第13条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額（補助金の額）およびその対象となる事業の内容は、次のとおりとする。

1. 補助金の交付決定額（補助金の額） 円

2. 補助金の対象となる事業の内容
 - (1) 実支払電気料金 円
 - (2) 雇用創出効果 人
 - (3) 交付対象契約電力 kW
 - (4) 投資額 円
 - (5) 企業立地日 年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第4号

年 月 日

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住 所 (本社所在地)
氏 名 (名称および代表者氏名)
発行責任者・氏 名 (職名および氏名)
担当者氏名・連絡先 (氏名および電話番号)

年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付申請取下書

年 (年) 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた上記
補助金の交付申請を、下記の理由により取り下げます。

記

交付申請取下理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(宛先)

滋 賀 県 知 事

申請者 住 所 (本社所在地)
氏 名 (名称および代表者氏名)
発行責任者・氏 名 (職名および氏名)
担当者氏名・連絡先 (氏名および電話番号)

年度 期原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金補助事業状況報告書

年 (年) 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた上
記補助金の遵守状況について、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助金交付要綱第1
3条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付要件の遵守状況

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。